

平成 19 年 1 月

長官官房政策評価官

自衛隊法第 105 条の規定に基づく損失補償額の決定等に関する 訓令について

1 趣旨

防衛庁の省移行に伴い、これまで内閣府訓令で規定していた自衛隊法第 105 条の規定に基づく漁船の操業の制限等による損失補償の事務処理について、新たに防衛庁訓令を制定するものである。

2 概要

自衛隊法第 105 条の規定に基づく損失補償額の決定等に係る具体的な事務を定める。

3 施行期日

平成 19 年 1 月 9 日